

国立大学法人筑波大学教育研究費不正防止計画

平成 27 年 2 月 24 日  
 教育研究費の不正防止対策推進委員会  
 改正 平成 28 年 3 月 22 日  
 改正 平成 31 年 3 月 5 日  
 改正 令和 4 年 11 月 14 日  
 改正 令和 6 年 2 月 27 日

「国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針」第3項に基づき、教育研究費の適正な運営及び管理を行うとともに研究者や学生を守り、不正をおこさせない意識の醸成と環境づくりを目的として、「国立大学法人筑波大学教育研究費不正防止計画」を以下のとおり定める。

I. 定義

- 教育研究費 全ての教育研究経費
- 部局責任者 「国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項」において定められた部局責任者
- 部局副責任者 「国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項」において定められた部局副責任者
- 構成員 本学の役員、教職員、学生及び教育研究費の運営・管理に関わる者

II. 不正防止計画

事項	番号	不正を発生させる要因	具体的な対策 (統括管理責任者及び教育研究費の不正防止対策推進委員会)	具体的な対策 (部局責任者)
1. 責任体系の明確化	①	責任の所在が不明確で、責任及び意思決定が曖昧。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究費の運営及び管理に関わる「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「部局責任者」及び「部局副責任者」を体系的に定め、ホームページにより公表する。</li> <li>・教育研究費不正の根絶を実現するため、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、統括管理責任者、部局責任者及び部局副責任者が責任を持って、教育研究費の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局責任者及び部局副責任者が責任を持って、教育研究費の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を実施する。</li> <li>・教員が部局責任者となっている部局においては、当該部局の事務を所掌する支援室長等の事務系職員及び域、専攻、学類等の長を部局副責任者に任命する。</li> </ul>
	②	時間の経過、人事異動による責任者の交代等により、責任体系が形骸化し、責任の所在が不明確になり、意識が低下。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に責任体系の周知徹底を図り、責任の所在を明確化し、意識の低下を防止する。</li> <li>・部局責任者及び部局副責任者を対象とした研修を毎年実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後任者への引継ぎを確実にを行う。</li> <li>・部局副責任者に責任の範囲を具体的に明示する。</li> <li>・研修の受講を必須とする。</li> </ul>
2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究費の運営及び管理についての知識・認識が希薄で理解が乏しい。</li> <li>・構成員の不正防止に向けた意識の低下。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理責任者は、教育研究費の不正防止に向けたコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定し、部局責任者へ実施を指示する。</li> <li>・全ての構成員を対象として、不正防止対策の理解の促進を目的としたコンプライアンス教育を定期的・継続的に実施し、受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。</li> <li>・コンプライアンス教育の内容は、効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。</li> <li>・全ての構成員を対象として、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図り、不正をおこさせない組織風土を形成することを目的とした啓発活動を定期的・継続的に実施する。</li> <li>・コンプライアンス教育及び啓発活動においては、内部監査報告等の情報共有を行い、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。</li> <li>・全教職員を対象とした研修を実施する。(1年に1回以上の受講を義務付ける)</li> <li>・コンプライアンス教育及び啓発活動については、適切な時期に実施するとともに、その内容が全学に伝達され、意識付けされているかを確認するため、研修等から期間をおいてアンケートを実施し、その回答率100%とするとともに、回答内容を詳細に分析し、具体的な対応を行う。</li> <li>・部局責任者から提出されたコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施報告書における、グッドプラクティスを他部局へ適宜情報共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究費の不正防止に向けたコンプライアンス教育及び啓発活動に関し、部局において四半期毎に具体的な実施計画を立案し、当該部局内の構成員を対象として定期的・継続的にコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、実施内容を統括管理責任者に報告する。</li> <li>・コンプライアンス教育の受講状況を管理監督し、全教職員に誓約書を提出させる。なお、当該誓約書を提出しない場合は、教育研究費の管理・執行をさせないこととする。</li> <li>・教育研究費により謝金・旅費等を支給する学生に対しても会計ルールリーフレットを配布し、ルールを確認させる。</li> </ul>
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルール・職務権限等が明確化・統一化されておらず、構成員の理解が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内で定めるルール・職務権限等は、職位等に応じて分かりやすく、実態に即して整備する。</li> <li>・学内教職員専用サイトに各支援室等相談窓口を掲載し、相談体制を周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールと実態の乖離の有無について確認し、関係部局等を含む相談体制を整備する。</li> </ul>

3. 教育研究費の適正な運営及び管理活動	・本部各部は教育研究費の不正防止対策推進委員会の実施部門として、各不正発生要因に対して具体的な対策を講じる。			
	番号	不正を発生させる要因	具体的な対策(本部)	主な担当
	①	・不明瞭・無計画な予算執行	・教育研究費の目的に合致し、説明責任を果たすことができる予算執行の必要性を周知徹底するとともに、問題がある場合は、改善指導・是正を行う。 ・学内のルールと配分機関等が定めるルールの乖離状況を把握し、学内に周知徹底するとともに、問題がある場合は、改善指導・是正を行う。 ・繰越制度及び緊急借入金制度の活用等により予算の計画的執行を推進する。	財務部 教育推進部 研究推進部 産学連携部
	②	・過度や長年の取引から生じる業者との密接な関係・癒着	・オープンスペースでの打合せ推奨を周知する。 ・不正な取引に関与した業者への処分方針を策定し、周知する。 ・取引業者から不正な取引に関与しない旨を定めた確認書を徴取する。 ・取引業者との癒着防止のため、外部の専門的な視点でのチェック体制の導入について準備し、令和6年度中の導入を目指す。	契約課
	③	・発注業務の形骸化	・発注業務に係る権限と責任及びルールを明文化し、周知徹底するとともに、問題がある場合は、改善指導・是正を行う。	契約課
	④	・納品検収業務の形骸化	・納品検収担当者の義務と責任を周知徹底するとともに、問題がある場合は、改善指導・是正を行う。 ・特殊な役務契約等は、実効性のある明確なルールを周知徹底するとともに、問題がある場合は、改善指導・是正を行う。	契約課
	⑤	・労働条件やルール等の説明不足 ・非常勤職員等の勤務実態の確認不足	・短期雇用者となる学生に対しては、任用手続き前にコンプライアンス教育を実施することにより、不正に当たる行為や不正に巻き込まれないための注意点を理解させる。 ・事務担当者が労働条件等を説明するとともに、説明後は当該通知書に被雇用者が署名をするよう周知徹底する。研究者による不正が発生した短期雇用については、説明者も署名し、責任を明確化するよう周知徹底する。 ・非常勤職員等の勤務実態について、事務部門における管理徹底を周知する。 ・出勤簿を原則として事務室に設置し、被雇用者が複数勤務日にまとめて押印できないようにするなど厳重管理の徹底を周知する。 ・非常勤職員(TA、RA及び短期雇用)の多様な勤務態様を的確に管理するために、出退勤管理システムの導入を検討し、令和6年度中の導入をめざす。	組織・職員課
	⑥	・転売等が行われやすい物品の管理の不徹底	・換金性の高い物品及び研究者による私物化の不正が発生した物品等について、適正な管理方法等の徹底について周知する。	契約課
	⑦	・出張計画・実行状況の確認不足	・出張計画・実行状況、出張依頼先機関から旅費支給の有無(重複支給)等について、事務部門における確認を徹底する。 ・出張の必要性についてサービス監督者における確認の徹底を周知する。 ・出張事実について抽出調査を行う。 ・チケットの手配、旅費計算及び宿泊代の支払いの外部委託など、出張者を支払いに関与させない仕組みの早期導入を検討する。	全学会計センター 財務企画課
	⑧	・通報窓口が不明確であり、不正が潜在化	・学外通報窓口を含めた通報窓口を、ホームページを通じて周知する。 ・通報者は、通報したことを理由として、不利益な扱いを受けないよう法人規則において保護されていることや、コンプライアンスに関する注意喚起のリーフレット及びポスターを新たに作成し、全教職員に周知することで通報しやすい環境を整備する。	コンプライアンス・ハラスメント対策室
	⑨	・預り金(洗替)の管理の不徹底	・預り金(洗替)の適正な管理方法等について周知徹底するとともに、問題がある場合は、改善指導・是正を行う。	財務管理課 財務企画課
⑩	・予算執行における会計ルールの遵守不足	・内部監査で指摘の多い「納品確認日の乖離」をはじめとして、予算執行上の軽微な手続き上の遅れ等があった教員に対し、個別の注意喚起及びWebフォームによる研修を実施する。 ・対応窓口で教職員からの相談があった事項をまとめたFAQを作成し、適宜更新する。	全学会計センター 財務企画課	
・部局責任者は、教育研究費の適正な運営及び管理について部局内の構成員に対し周知徹底を行うとともに、部局内で適正に教育研究費の運営及び管理が行われているかモニタリングを行い、必要に応じて改善指導を行う。				
番号	不正を発生させる要因	具体的な対策(部局責任者)	主な担当	
⑪	・予算執行管理の不徹底	・教育研究費の執行状況を把握・検証し、計画的な執行を促す。 ・執行状況に問題がある場合は、関係者と協議の上、改善指導・是正を行う。	各部局	

### Ⅲ.教育研究費不正に関する監事の役割

1. 監事は、教育研究費の不正防止対策推進委員会にオブザーバーとして参加し、不正防止にかかる内部統制の整備・運用状況について、大学全体の観点から確認し、学長等へ意見を述べる。
2. 監事は、特に、監査室が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

※監事が上記1.及び2.に示す役割を十分に果たせるよう、監査室、不正防止計画推進部署及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供を行う。

### Ⅳ.不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の見直し

教育研究費の不正防止対策推進委員会は、不正を発生させる要因の把握及びその排除に努め、監査室による内部監査報告及び部局責任者による不正防止計画の実施状況報告書等を踏まえ、本不正防止計画を不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

### Ⅴ.モニタリングの在り方

内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及び部局責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者(公認会計士等)を活用して内部監査の質の向上を図る。